

# 令和4年第6回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和4年6月24日(金)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和4年6月24日 午後3時17分							
閉 会	令和4年6月24日 午後4時49分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	出席	秋池 功	出席
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	欠席	三ツ木 宏之	出席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	出席		
13	島田 豊	出席	安野 悦男	出席				
議事録署名人			島田 豊(第7回定例会にて、藤村 徳之に変更)・渡邊 秋夫					
議事参与			板倉 秀行・高萩 祐哉					
書 記								

## 会議事件名

- 議案第23号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第24号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第25号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について
- 議案第26号 農地法施行規則第17条による別段の面積の基準の設定について

顛末

開会 午後3時17分

【会長代理】 これより、令和4年第6回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。  
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 議案書の訂正をお願いします。  
議案書1ページ 議案第23号 農地法第3条の規定に関する件 番号22  
権利の種類について、地上権の設定を区分地上権の設定に訂正してください。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号12番 渡邊 秋夫 委員・  
番号13番 島田 豊 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第23号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。なお、本議案には島田豊農業委員が譲受人となっている申出が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっておりますことから、島田豊農業委員は、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。

(指名された委員の退出)

それでは事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。  
議案第23号 農地法第3条の規定に関する件  
所有権の移転 5件 49筆  
区分地上権の設定 1件 1筆

	<p>番号 2 1</p> <p>受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は790日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は10,771.69アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約3.5キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p> <p><b>【議長】</b> 事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p> <p><b>【渡邊 秋夫 農業委員】</b> 番号 2 1 について、担当地域の農業委員が先ほど退出した島田豊農業委員であるため、現地調査の結果及び補足説明を行うことができません。</p> <p><b>【議長】</b> 島田豊農業委員については、譲受人となっている申出のみ退出することとします。</p> <p>(退出した委員の入室)</p> <p><b>【島田 豊 農業委員】</b> 番号 2 1 について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p> <p><b>【議長】</b> ありがとうございます。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p> <p><b>【卯月 良治 推進委員】</b> 番号 2 1 について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
--	---

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号２２について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	<p>番号２２</p> <p>受人は、自己用住宅の建築を計画したところ、住宅敷地の周囲には給排水施設がないため、隣接する農地の一部に給排水管を埋設することが必要となりました。そこで今回の申請は、渡人が所有する農地の一部である３５㎡、地下４０センチメートルに受人が建築する自己用住宅の給排水管を埋設することを目的とした区分地上権の設定を行うための申請です。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【岩崎 新一 農業委員】	番号２２について調査してまいりました。申請地に区分地上権の設定をするための農地法第３条第１項の許可については、農地法第３条第２項ただし書の規定により、同項各号の要件を満たす必要はありません。なお、受人は、自己用住宅を建築するため、今回、農地転用許可申請を行い、案件は、議案第２４号農地法第５条の規定による転用許可申請 番号３０で、本日の定例会に議案上程されており、本件の区分地上権の設定が許可条件となっております。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【今井 徹 推進委員】	番号２２について調査してまいりました。受人は、今回の申請地において、給排水管を埋設するための区分地上権の設定をして、自己用住宅を建築するということですが、給排水管は農地の境界に埋設されることから、区分地上権の設定を認めても、申請地及び周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言の

	ある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号23について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	先にご説明しますと、番号23から番号26については、いずれも農地中間管理機構であります埼玉県農林公社が離農農家や規模縮小農家などから農地を買い入れ、規模拡大を図る農業者に対して農地の売渡しを行う事業に基づく申請ではありますが、買う側のメリットとしては、官公庁への手続きや書類作成を公社が行うため、その事務の手間を省くことができ、農地の集積・集約化を図ることができます。また、売る側のメリットとしては、800万円までの譲渡所得税の特別控除が受けられます。
	番号23 受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は1,200日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は10,782.58アールであり、管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約6キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
	(島田豊委員の退出)
【岩崎 新一 農業委員】	番号23について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【今井 徹 推進委員】	番号23について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号24について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	<p>番号24</p> <p>受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は1,200日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は10,878.36アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約5キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【矢部 英利 農業委員】	番号24について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【金子 昇 推進委員】	番号24について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号25について内容説明を事務局にお願いいたします。  (退出した委員の入室)
【事務局】	番号25 受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は600日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は246.80アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約1キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【岩崎 新一 農業委員】	番号25について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【今井 徹 推進委員】	番号25について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号26について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	<p>番号26</p> <p>受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は1,500日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は408.90アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約0.8キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【岩崎 新一 農業委員】	番号26について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。



【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【今井 徹 推進委員】	番号26について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。本議案には島田豊農業委員が譲受人となっている申出があることから、議事に参加することができないため、退出をお願いいたします。  (指名された委員の退出)
【議長】	それでは、議案第23号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第23号について原案のとおり決定いたしました。  (退出した委員の入室)
【議長】	続きまして、議案第24号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案第24号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転 2件 5筆 使用貸借権の設定 4件 6筆

	<p>番号 28</p> <p>受人は、現在市内にある妻の実家に家族7人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を義父から借り受ける話がまとまり申請するものです。また、住宅敷地が建築基準法上の接道要件を満たす道路に接していないことが判明したため、同法に適合するよう進入路として農地転用を計画したことに伴い併せて申請するものです。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【加藤 豊 農業委員】	番号28について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫 推進委員】	番号28について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界には溝を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、親族の宅地内排水柵へ合流し、一般下水道管に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)

【議長】	質問がございませんので、次に番号29について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号29 受人は、CO <sub>2</sub> 削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として太陽光発電設備の設置を計画し、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。太陽光パネル672枚を設置し、発電の規模は90.72kwの設備を計画しております。なお、東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。また、売電業者である親会社の(株)エコスタイルとは契約締結済みです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【加藤 豊 農業委員】	番号29について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電を設置することで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【加藤 勇 推進委員】	番号29について調査してまいりました。申請地には太陽光発電を設置することですが、隣接農地との境界には溝及びフェンスを設置します。申請地には除草対策として、敷地内に除草シートを敷設します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号30について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号30 受人は、現在市内のアパートに家族2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を父から借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【岩崎 新一 農業委員】	番号30について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【今井 徹 推進委員】	番号30について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはマウントアップを行います。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については農業集落排水管に接続して放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号31について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	<p>番号31</p> <p>受人は、現在市内にある借家に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を父から借り受ける話がまとまり申請するものです。また、住宅敷地が建築基準法上の接道要件を満たす道路に接していないことが判明したため、同法に適合するよう通路敷として農地転用を計画したことに伴い申請するものです。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【矢部 英利 農業委員】	<p>番号31について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	ありがとうございます。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【金子 昇 推進委員】	<p>番号31について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはブロック土留を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、水路に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号32について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号32 受人は、現在市内のアパートに家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【藤村 徳之 農業委員】	番号32について調査してまいりました。申請地は農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【安野 悦男 推進委員】	番号32について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、境界にはブロック土留を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号33について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号33 受人は、現在市内のアパートに家族2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を祖父から借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【大賀 文吉 農業委員】	番号33について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【関口 正 推進委員】	番号33について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築することですが、隣接農地との境界にはブロック土留を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)

【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第24号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第24号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第25号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。番号7について、小林良浩農業委員より議案説明をお願いします。
【小林良浩 農業委員】	番号7 この件につきまして、令和4年6月22日に事務局とともに調査したところ、番号7について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ただいまの説明について質問を求めます。何かご質問はございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	それでは採決を行います。議案第25号について、原案通り承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第25号について原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第26号 農地法施行規則第17条による別段の面積の基準の設定について上程します。事務局より議案説明をお願いします。
【事務局】	農地法第3条により農地の権利を取得する場合、3つの要件があります。 1つ目は全部効率利用要件です。農地の権利を取得する者、またはその世帯員等が保有している農地を含め、それらの者が全ての農地を効率的に耕作していることを要件とし、違反転用などがあれば該当しないこととなります。 2つ目は農作業常時従事要件です。農地の権利を取得する者、またはその世帯員等が原則年間150日以上農作業に従事している必要があります。 3つ目は下限面積要件です。都府県では農地の権利を取得する者、またはその世帯



員等の耕作する面積が50a以上であることとなっており、いわゆる下限面積とされています。

地域の実情を踏まえて農業委員会が「別段の面積」を設定して公示した時は、その面積を下限面積とすることができるという農地法の規定があることから、毎年、審議していただいております。

別段の面積を設定する場合としては、①担い手が不足し新規就農・参入を促したい場合、②遊休農地化が深刻なため新規就農・参入を促したい場合、③山間地域であるため農業者の平均規模が小さく、50a以上を満たすのが難しい場合が挙げられます。本市の場合、新規就農の促進ではなく担い手への利用集積等を推進することにより遊休農地を解消していきたいと考えておりますので、別段の基準を定めず、下限面積は従来通りとする方向で提案させていただきたいと思っております。

【議長】 ただいまの説明について質問を求めます。何かご質問はございませんか。

【一同】 (質問なし)

【議長】 それでは採決を行います。議案第26号について、別段の面積の基準を設定せず下限面積は現在と同様の50aとすることに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

【一同】 (全員挙手)

【議長】 全員挙手と認め、議案第26号については別段の面積の基準を設定しないことに決定いたしました。続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。

令和4年5月11日～令和4年6月10日受付分

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出

8件	13筆	2,866.47㎡
----	-----	-----------

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出

所有権の移転	15件	35筆	9,703.44㎡
--------	-----	-----	-----------

使用貸借権の設定	1件	1筆	242㎡
----------	----	----	------

合計届出件数	24件	49筆	12,811.91㎡
--------	-----	-----	------------

また、

農地改良に係る届出	1件	2筆	800㎡
-----------	----	----	------

	<p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>何かご質問はございませんか。</p> <p>続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。</p> <p>まず、農業委員の方から何かありますか。</p>
【島田 豊 農業委員】	<p>本定例会の議事録署名人を指名されているが、議案第23号について、私が譲受人となっている申出が含まれており、一時的に退席していたことから、議事録署名人として不適格なのではないか。</p>
【事務局】	<p>対応を検討する。</p>
【会長代理】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務災害保険の加入について</li> <li>・暑気払いについて</li> </ul>
【議長】	<p>最後に事務局から何かありますか。</p>
【事務局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県農業会議による農業者年金の説明会について（8月定例会予定）</li> <li>・令和4年度 農地利用最適化活動活性化研修会について（8月22日の午後 開催予定）</li> </ul>
【会長代理】	<p>これをもちまして、令和4年第6回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和4年7月26日（火）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。</p>
	<p>閉会 午後4時49分</p>